

別紙 1

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正事業」という。）に必要な資金（以下「資金」という。）の造成その他運営については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農村振興局長通知。以下「要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号構造改善局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（資金拠出申込適格）

第2条 資金の拠出申込みができる者は、次に該当する者とする。

（1）水土総合強化推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2318号。農林水産事務次官依命通知）第4の2の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会

（2）（1）以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の認定を受けたもの

（拠出申込手続）

第3条 資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付）

第4条 地方連合会は、毎年6月末日までに（緊急整備補修に充てるための資金の拠出にあっては、要領9の通知後速やかに）拠出金を納付しなければならない。

2 前項の拠出金は、本連合会の賦課金として扱うものとし、その額及び算出の方法等は本連合会の定款に定めるところによる。

（拠出金の明細）

第5条 地方連合会が前条第1項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、地方公共団体からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

（拠出金の使途）

第6条 拠出金は、適正化事業以外の経費に使用することができないものとする。

（交付金）

第7条 交付金は、毎年度地方連合会からの申請に基づき、別に定める各地方連合会ごとの交付目標額の範囲内で交付する。

（拠出金及び交付金の経理）

第8条 本連合会は、地方連合会ごとに拠出金及び交付金を経理するものとする。

（交付金調整の特別措置）

第9条 本連合会は、前条の規定に基づく経理区分を勘案の上経理した結果、交付金に余裕を生じた地方連合会がある場合には、これを調整し、他の地方連合会にこれを交付することができるものとする。

2 前項の規定により調整を行った場合には、原則として翌年度これを再調整するものとする。

（利息）

第10条 拠出金には、利息を付さないものとする。

2 資金の運用によって生ずる法定果実については、資金の管理運用に要する経費に充当

するものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額及びその算出方法等は本連合会の定款の定めるところによる。

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、適正化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 前項の事務費交付金の額その他交付手続等については別に定める。

(遵守義務)

第13条 地方連合会は、上記各条項を遵守するものとし、これに違反したときは、別に定めるところにより違約金を支払わなければならないものとする。

別紙 2

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第 1 条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年 4 月20日付け52構改 B 第600号農林事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年 4 月20日付け52構改 B 第601号構造改善局長通知。以下「要領」という。）及び施設改善対策事業実施要領（昭和62年 5 月20日付け62構改 B 第500号構造改善局長通知。以下「施設改善要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（申込適格）

第 2 条 適正化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

（1）本連合会の会員（施設改善対策事業にあつては、要綱第12の 1 の（1）の都道府県知事の承認を受けている会員）

（2）（1）以外の者で本連合会の会長が知事と協議して認定した者

（拠出申込手続）

第 3 条 資金の拠出申込みをしようとする者（以下「資金拠出者」という。）は、別に定める様式により拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付等）

第 4 条 資金拠出者は、原則として5ヶ年以上（施設改善対策事業にあつては、3ヶ年）継続して毎年度5月末日までに（緊急整備補修に充てるための資金の拠出にあつては、拠出申込後速やかに）、本連合会に拠出金（地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、要領5の（1）及び（3）により算定して得た額とする。

3 第1項の拠出金で、第2条第1号に掲げる者に係るものについては、本連合会の賦課金として、同条第2号に掲げる者に係るものについては寄附金として取扱うものとする。

4 第1項の拠出金の額は、原則として、第3条による申込後5年間（施設改善対策事業にあつては、3年間）は変更できないものとする。当該5年間（緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に資金を拠出した期間）を経過後、新たな拠出金の額を定めた場合も同様とする。

5 施設改善対策事業にあつては、4の後段は適用しないものとする。

（拠出金の用途）

第 5 条 拠出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う適正化事業に係る資金造成に対する拠出金以外の経費に使用することはできないものとする。

（交付金の交付決定等）

第 6 条 交付金は、次のすべてを満たす場合に交付することができるものとする。

（1）拠出金を一定期間毎年継続して拠出する資金拠出者であつて、第4条第1項及び第2項の規定に従い過年度の拠出金を納付したものであること。

（2）拠出金について第9条に規定する欠損を生じている資金拠出者でないこと。

（3）適正化事業の対象施設につき、本連合会が行う水土総合強化推進事業実施要綱（平成23年 4 月 1 日付け22農振第2318号。農林水産事務次官依命通知）第4の2の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を受けた施設であつて、拠出金の対象となっているものであること。

（4）適正化事業につき、水土総合強化推進対策事業実施要綱第4の2の（2）のアの本

連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、要綱第5の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、要綱第5の5の規定に基づき資金拠出者ごとに、適正化事業の竣功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第7条 交付金の額は要綱第4の3に規定する限度額の範囲内とする。

(交付金請求手続)

第8条 要領10の(3)に規定する工事完了報告書及び交付金請求書は、別紙様式によるものとする。

(加重負担義務)

第9条 交付金の交付を受けた結果、拠出金に欠損(当該土地改良区等の拠出金の累計額から交付金のうち当該資金拠出者が拠出すべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。)を生じた資金拠出者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の拠出金のほか、当該拠出金に0.5を乗じて得た額を特別拠出金として拠出しなければならないものとする。

2 前項の特別拠出金は、本連合会において管理するものとし、その用途は、適正化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

(利息)

第10条 拠出金及び特別拠出金には利息を附さないものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、資金拠出者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額、算定方法等については、本連合会の定款の定めるところによる。

3 第1項の寄附金の額及びその納付方法は、別に定める。

(拠出の継続義務)

第12条 資金拠出者が行う第3条の申込みは、5年間(新規加入資金拠出者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が資金を拠出することとしていた最終年度までの期間、施設改善対策事業にあつては、3年間)を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、資金の拠出を継続しなければならないものとする。

2 前項の期間が経過する前60日までに土地改良区等からの申出がない限り、本約款に定める拠出義務は自動的に更新したものとみなす。

3 前項の更新が行われた場合には第1項の規定を準用する。

4 施設改善対策事業にあつては、第2項及び前項を適用しないものとする。

(遵守義務)

第13条 資金拠出者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。